

議案第 83 号

羽曳野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
を定める条例の制定について

羽曳野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙
のように制定する。

平成 28 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数
を定める条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、羽曳野市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、14 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、5 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(羽曳野市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の廃止)

2 羽曳野市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例(昭和 32 年羽曳野市条例第 51 号)は、廃止する。

(羽曳野市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間の農業委員の定数は、なお従前の例による。

(経過措置)

4 改正法附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、第 2 条及び第 3 条の規定は、適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員	会長	月額	30,000 円	上記に同じ
	委員	月額	25,000 円	

」を

「

農業委員	会長	月額	30,000 円	上記に同じ
	委員	月額	25,000 円	
農地利用最適化推進委員		月額	25,000 円	上記に同じ

」に

改める。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
農業委員	会長 月額 30,000 円	上記に 同じ	農業委員	会長 月額 30,000 円	上記に 同じ
	委員 月額 25,000 円			委員 月額 25,000 円	
農地利用最適化 推進委員	月額 25,000 円	上記に 同じ			
選挙管理委員	委員長 月額 30,000 円	上記に 同じ	選挙管理委員	委員長 月額 30,000 円	上記に 同じ
	委員 月額 25,000 円			委員 月額 25,000 円	
省略			省略		